

責任

11 環境・地球温暖化

地球温暖化問題の解決策として、国民全員参加による社会変革を進め、環境と経済がともに向上する「低炭素社会づくり」を推進する。そのため、太陽光発電の買取制度などを通じた再生可能エネルギーの需給拡大、省エネ住宅・エコカー減税をはじめとした税制全体の一層のグリーン化の推進、カーボンオフセットの本格展開などを進める「低炭素社会づくり推進基本法」を制定する。また、全ての主要排出国の参加による衡平で実効的なポスト京都の国際枠組作りを主導し、国際合意により世界全体の温室効果ガス排出を2050年(平成62年)に半減させることを目指す。交渉にあたっては、わが国の2020年(平成32年)の温室効果ガスの削減量の目標を2005年(平成17年)比15%削減とする。省エネルギー・省資源などの優位性を持つわが国の技術を活かし、国際協力を行う。

「公明党 2009衆議院選挙 選挙公約Manifesto2009」(抄)

4 緑の産業革命

未来の人類のために持続可能な社会を構築
世界最先端の低炭素社会づくりで内需拡大、競争力強化

- 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直し)を推進します。また、税制抜本改革に向けて、炭素税の導入を検討します。

6、地球温暖化をくいとめる国際的な責任を果たし、地球環境をまもります

(2)最大の排出源である産業界に対し、公的削減協定など実績のある施策を実施します

産業界は日本の温室効果ガスの総排出量の8割(家庭が使う電力分を電力会社の排出とすれば9割)を占め、わずか166の事業所だけで日本全体の二酸化炭素排出量の50%に達しています。

にもかかわらず日本では、もっぱら財界の“自主努力”まかせにされています。EU諸国では国が産業界と公的協定を結んで実績を上げています。こうした施策によく学んで、日本でも政府と産業界の間で削減目標を明記した公的な削減協定を義務づける必要があります。企業の目標達成のための補助的手段としての「国内排出量取引制度」や、二酸化炭素の排出量などに着目した環境税を導入し、削減を加速します。

我が国の環境関連税制について

税 目 (課税主体)	課 税 対 象	税 率	税 収 (21年度予算)	使 途
揮発油税 (国)	揮発油 〔製造場から移出し、又は保税地域から引き取るもの〕	48.6円/ℓ (本則：24.3円/ℓ)	26,280億円	一般財源
地方揮発油税 (国)		5.2円/ℓ (本則：4.4円/ℓ)	2,812億円	一般財源(都道府県及び市町村の一般財源として全額譲与)
石油ガス税 (国)	自動車用石油ガス 〔充てん場から移出し、又は保税地域から引き取るもの〕	17.5円/kg	260億円	一般財源(1/2は国の一般財源、1/2は都道府県及び指定市の一般財源として譲与)
軽油引取税 (都道府県)	軽油 〔特約業者又は元売業者からの引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの〕	32.1円/ℓ (本則：15.0円/ℓ)	9,277億円	一般財源
航空機燃料税 (国)	航空機燃料 〔航空機に積み込まれるもの〕	26.0円/ℓ	981億円	空港整備等(11/13は国の財源。2/13は地方財源として譲与)
石油石炭税 (国)	原油、石油製品、ガス状炭化水素、石炭 〔採取場から移出し、又は保税地域から引き取るもの〕	・原油、石油製品 2,040円/kg ・LPG、LNG等 1,080円/t ・石炭 700円/t	5,100億円	燃料安定供給対策 〔石油、天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るために、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置 エネルギー需給構造高度化対策 〔内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るために、省エネルギー・新エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源CO2排出抑制対策などの措置〕〕
電源開発促進税 (国)	販売電気 〔一般電気事業者が販売するもの〕	375円/1000kwh	3,510億円	電源立地対策 〔発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付、発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置〕 電源利用対策 〔発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置〕
自動車重量税 (国)	自動車 〔自動車検査証の交付等を受ける検査自動車及び 〔車両番号の指定を受ける届出軽自動車〕〕	〔例〕乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・自家用 6,300円 ・営業用 2,800円 (本則：いずれも2,500円)	9,690億円	一般財源(2/3は国の一般財源、1/3は市町村の一般財源として譲与)
自動車税 (都道府県)	自動車 〔4月1日に所有する乗用車、トラック等〕	〔例〕自家用 1.5～2t 39,500円/年	16,470億円	一般財源
軽自動車税 (市町村)	軽自動車等 〔4月1日に所有する軽自動車、原動機付自転車等〕	2,500円/年	1,743億円	一般財源
自動車取得税 (都道府県)	自動車 〔取得する自動車〕	・自家用 取得価額の5% ・営業用・軽自動車 " の3% (本則：いずれも3%)	2,533億円	一般財源

3. 諸外国における環境関連税制の現状等

諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など		
・1990年	フィンランド	いわゆる炭素税(Additional duty)導入
・1991年	スウェーデン	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	ノルウェー	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ)		
・1992年	デンマーク	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	オランダ	一般燃料税(General fuel tax)導入
・1993年	イギリス	炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引上げ(～1999年)
・1996年	オランダ	規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入
1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】		
・1999年	ドイツ	鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(～2003年)、電気税(Electricity tax)導入
	イタリア	鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(～2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加)
・2001年	イギリス	気候変動税(Climate change levy)導入
<参考>2003年10月 「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】 :各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定		
・2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組
・2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加)
・2007年	フランス	石炭税(Coal tax)導入
・2008年	スイス	二酸化炭素税(CO2 levy)導入

温暖化対策に関連する税制に関する最近の国際動向

スイス CO2税導入（2008年）

- 2000年にCO2連邦法を施行。目標が達成されない場合には、早くて2004年にもCO2税を導入することを規定。
- 2007年末までに目標が達成されなかったため、2008年に暖房用燃料に対してCO2税が導入。
- 課税対象は軽油、重油、LPG、灯油、石炭、天然ガス

フランス 炭素税導入へ

- サルコジ大統領は9/10、燃料油、ガソリン、ディーゼル油、ガス、石炭、LPGに対し炭素税導入を発表。
- 税率は€17/t-CO₂（約2,200円）で、燃料ごとの税率は下記の通り
 - －ディーゼル：€4.5セント/ℓ、ガソリン：€4セント/ℓ、暖房燃料：€4.5セント/ℓ
- 家庭への補償
 - －公共交通機関のある地域 成人：€46 各家庭：€10 例：大人2名子供2名 (€46*2)+(€10*2)=€112
 - －公共交通機関の無い地域 成人：€61 各家庭：€10 例：大人2名子供2名 (€61*2)+(€10*2)=€142

アイルランド

税制調査会(Commission of Taxation)に炭素税導入案が提出され、議論中(2009年9月現在)。

- ピート、石炭、燃料油、ディーゼル、石油、LPG、天然ガスが課税対象。
- 税率：€20/t-CO₂
- EUETSとの関係
 - － EUETS参加者は、炭素税対象から除外。
- 税収中立

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 〔揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.04〕	34.14 (円/ℓ) 〔軽油引取税 : 32.10 石油石炭税 : 2.04〕	2.04 (円/ℓ) 〔石油石炭税 : 2.04〕	0.70 (円/kg) 〔石油石炭税 : 0.70〕	1.08 (円/kg) 〔石油石炭税 : 1.08〕	0.375 (円/kWh) 〔電原別税戻値税 : 0.375〕
イギリス	78.96 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 78.96〕	78.96 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 78.96〕	14.57 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 14.57〕	1.87 (円/kg) 〔気候変動税 : 1.87〕	4.05 (円/kg) 〔気候変動税 : 4.05〕	0.685 (円/kWh) 〔気候変動税 : 0.685〕
ドイツ	85.51 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 85.51〕	61.46 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 61.46〕	3.21 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 3.21〕	1.15 (円/kg) 〔エネルギー税 : 1.15〕	5.02 (円/kg) 〔エネルギー税 : 5.02〕	1.607 (円/kWh) 〔電気税 : 1.607〕
フランス	79.30 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 79.30〕	55.97 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 55.97〕	2.18 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 2.18〕	1.15 (円/kg) 〔石炭税 : 1.15〕	2.72 (円/kg) 〔天然ガス消費税 : 2.72〕	—
オランダ	91.55 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 91.55〕	55.36 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 55.36〕	55.36 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 55.36〕	1.72 (円/kg) 〔石炭税 : 1.72〕	31.76~1.61 (円/kg) 〔エネルギー税〕	14.176~0.065 (円/kWh) 〔エネルギー税〕
フィンランド	81.92 (円/ℓ) 〔液体燃料税 -基本税 : 74.79 -付加税 : 6.25 -戦略備蓄料 : 0.89〕	47.56 (円/ℓ) 〔液体燃料税 -基本税 : 40.07 -付加税 : 7.03 -戦略備蓄料 : 0.46〕	7.88 (円/ℓ) 〔液体燃料税 -基本税 : — -付加税 : 7.55 -戦略備蓄料 : 0.33〕	5.84 (円/kg) 〔電気・特定燃料税 -基本税 : — -付加税 : 5.69 -戦略備蓄料 : 0.15〕	3.83 (円/kg) 〔電気・特定燃料税 -基本税 : — -付加税 : 3.66 -戦略備蓄料 : 0.17〕	0.304 (円/kWh) 〔電気・特定燃料税 -基本税 : — -付加税 : 0.287 -戦略備蓄料 : 0.017〕
デンマーク	72.14 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 68.21 CO2税 : 3.93〕	54.09 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 49.76 CO2税 : 4.33〕	38.25 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 33.62 CO2税 : 4.63〕	29.77 (円/kg) 〔石炭税 : 25.88 CO2税 : 3.89〕	62.55 (円/kg) 〔天然ガス税 : 57.10 CO2税 : 5.45〕	11.840 (円/kWh) 〔電気税 : 10.296 CO2税 : 1.544〕
EU 最低税率	46.91 (円/ℓ)	39.46 (円/ℓ)	1.76 (円/ℓ)	0.52 (円/kg)	1.23 (円/kg)	0.065 (円/kWh)

- (注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)
- (注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス、及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。
- (注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、天然ガス、電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。
- (注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、天然ガスは事業用、及び電気は事業用の税率。
- (注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。
- (注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガス・電気は事業用の税率。
- (注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、軽油は無硫黄、電気は鉱業・工業・温室用の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり3,220円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けをしている。
- (注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、天然ガスは非動力用、電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり1,984円に設定されており、表中では網掛けをしている。
- (注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。
- (備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/ℓ)・0.65(kg/m³)、及び石炭・天然ガスについては環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」による係数26.6(GJ/トン)・40.9(MJ/m³)を用いて単位を揃えている。
- (備考2) 1ドル=99円、1ポンド=146円、1ユーロ=131円、1デンマーク・クローネ=18円(2009年4月の為替レート、Bloomberg)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 〔揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879〕	13,034 (円) 〔軽油引取税 : 12,255 石油石炭税 : 779〕	753 (円) 〔石油石炭税 : 753〕	291 (円) 〔石油石炭税 : 291〕	400 (円) 〔石油石炭税 : 400〕
イギリス	34,009 (円) 〔炭化水素油税 : 34,009〕	30,145 (円) 〔炭化水素油税 : 30,145〕	5,377 (円) 〔炭化水素油税 : 5,377〕	775 (円) 〔気候変動税 : 775〕	1,302 (円) 〔気候変動税 : 1,302〕
ドイツ	36,833 (円) 〔エネルギー税 : 36,833〕	23,465 (円) 〔エネルギー税 : 23,465〕	1,183 (円) 〔エネルギー税 : 1,183〕	476 (円) 〔エネルギー税 : 476〕	1,567 (円) 〔エネルギー税 : 1,567〕
フランス	34,154 (円) 〔石油商品内国消費税 : 34,154〕	21,370 (円) 〔石油商品内国消費税 : 21,370〕	803 (円) 〔石油商品内国消費税 : 803〕	477 (円) 〔石炭税 : 477〕	847 (円) 〔天然ガス消費税 : 847〕
オランダ	39,432 (円) 〔鉱油税 : 39,432〕	21,135 (円) 〔鉱油税 : 21,135〕	20,430 (円) 〔鉱油税 : 20,430〕	714 (円) 〔石炭税 : 714〕	9,903~501 (円) 〔エネルギー税〕
フィンランド	35,286 (円) 〔液体燃料税 - 基本税 : 32,213 - 付加税 : 2,690 - 戦略備蓄料 : 383〕	18,157 (円) 〔液体燃料税 - 基本税 : 15,299 - 付加税 : 2,684 - 戦略備蓄料 : 175〕	2,908 (円) 〔液体燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 2,786 - 戦略備蓄料 : 122〕	2,424 (円) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 2,360 - 戦略備蓄料 : 64〕	1,193 (円) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 1,141 - 戦略備蓄料 : 53〕
デンマーク	31,074 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 29,382 CO2税 : 1,692〕	20,653 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 18,999 CO2税 : 1,654〕	14,116 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 12,409 CO2税 : 1,707〕	12,356 (円) 〔石炭税 : 10,742 CO2税 : 1,614〕	19,505 (円) 〔天然ガス税 : 17,805 CO2税 : 1,700〕
EU 最低税率	20,203 (円)	15,065 (円)	651 (円)	216 (円)	385 (円)

(注1) 使途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てるのが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、及び天然ガスについては事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、及び天然ガスに対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、及び天然ガスは事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは無鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガスは事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改定無硫黄、及び軽油は無硫黄の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり3,220円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けしている。

(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、及び天然ガスは非動力用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり1,984円に設定されており、表中で網掛けしている。

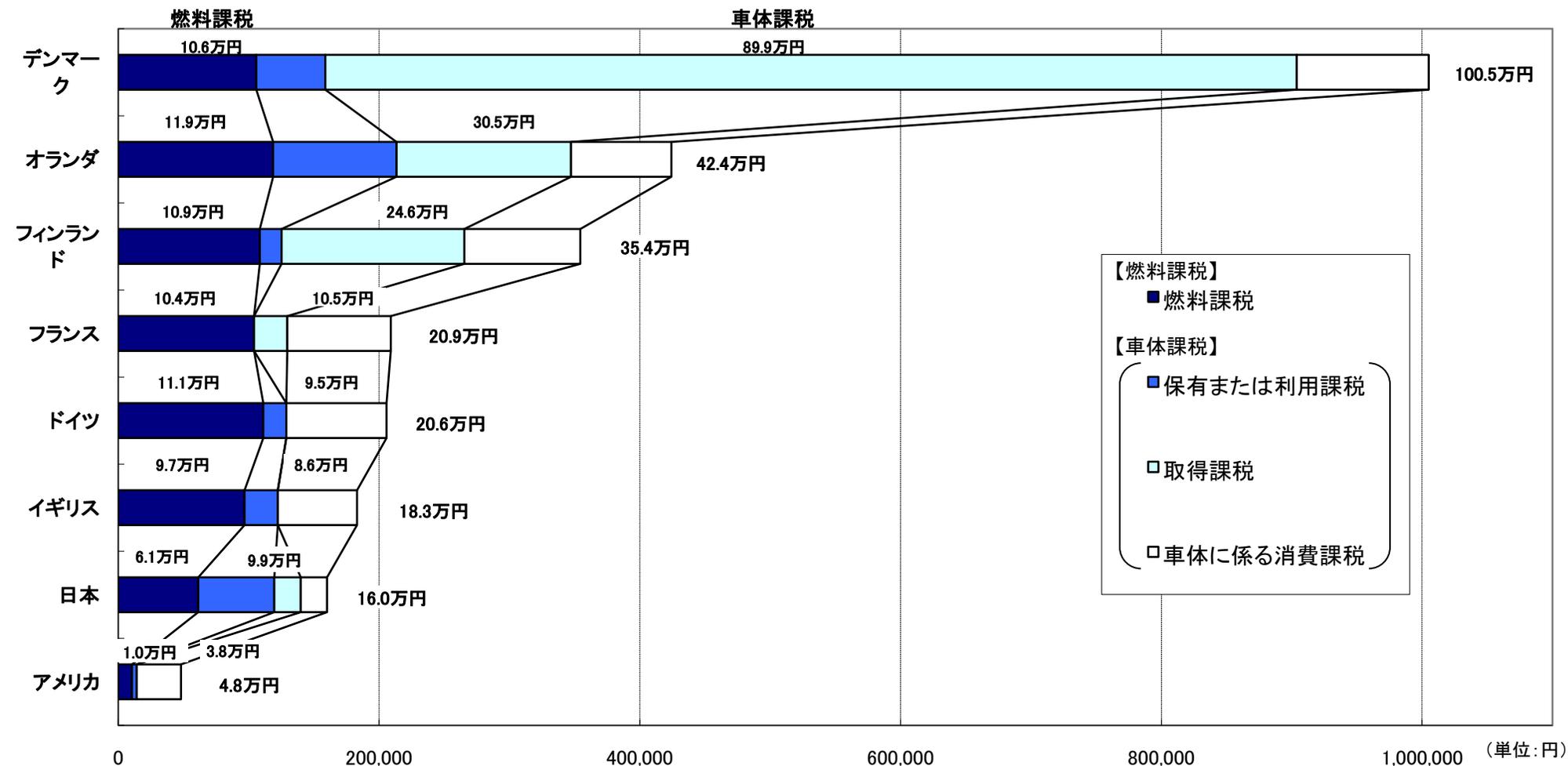
(注9) EU最低税率はEU指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、及び天然ガスは加熱・事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)-0.65(kg/m³)、及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。

(備考2) 為替レート：1ポンド=145.71円、1ユーロ=130.66円、1デンマーク・クローネ=17.54円(2009年4月の為替レートの平均値、Bloomberg)

燃料課税と車体課税の国際比較(年間税負担額)

(2,000CCクラスの自家用車について税抜車体価格を同一とした場合の仮定試算)



※1 車両重量約1.5t、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,000ℓ、平成21年4月現在の税率。

車体価格(税抜本体価格)は2,430,000円と仮定している。

燃料価格(消費課税等の税込み(イギリスについては税抜価格))はデンマーク9.23デンマーク・クローネ/ℓ、オランダ1.303ユーロ/ℓ、フィンランド1.21588ユーロ/ℓ(European Commission Directorate General Energy and Transport, 2009年4月第5週)、イギリス0.277ポンド/ℓ、フランス1.168ユーロ/ℓ、ドイツ1.225ユーロ/ℓ、日本113.9円/ℓ、アメリカ0.541ドル/ℓ(2009年4月時点IEA調べ)。

為替レート: 1ドル=98.92円、1ポンド=145.71円、1ユーロ=130.66円、1デンマーク・クローネ=17.54円(2009年4月の為替レートの平均値、Bloomberg)

※2 アメリカの小売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率によった。

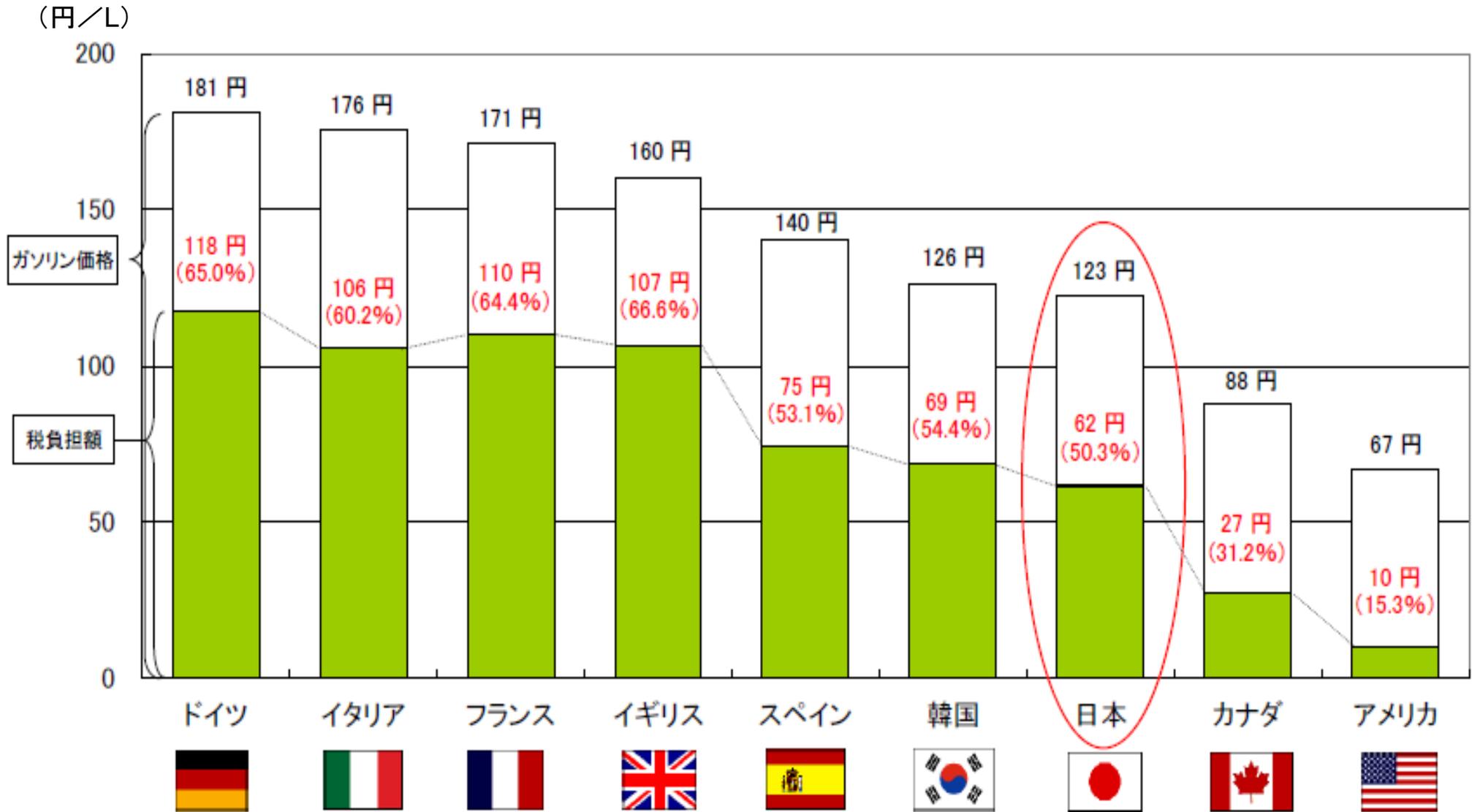
※3 日本については自動車取得税を取得課税として、自動車税及び自動車重量税を保有又は利用課税として、それぞれ整理している。

※4 イギリスについては、2009年4月の炭化水素油税の税率引上げ(0.5235ポンド/ℓ→0.5419ポンド/ℓ)を反映している。

※5 上記の他に、保有又は利用課税として、フランスにおいては社用自動車税(法人の所有する自動車課税対象)及び車軸税(12t以上のトラック等が課税対象)、アメリカにおいては高速道路自動車利用税(約25t超のトレーラー等が課税対象)がある。

※6 燃料課税には、消費税、小売上税、付加価値税が含まれている。日本の燃料課税については石油石炭税を含む。

日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較



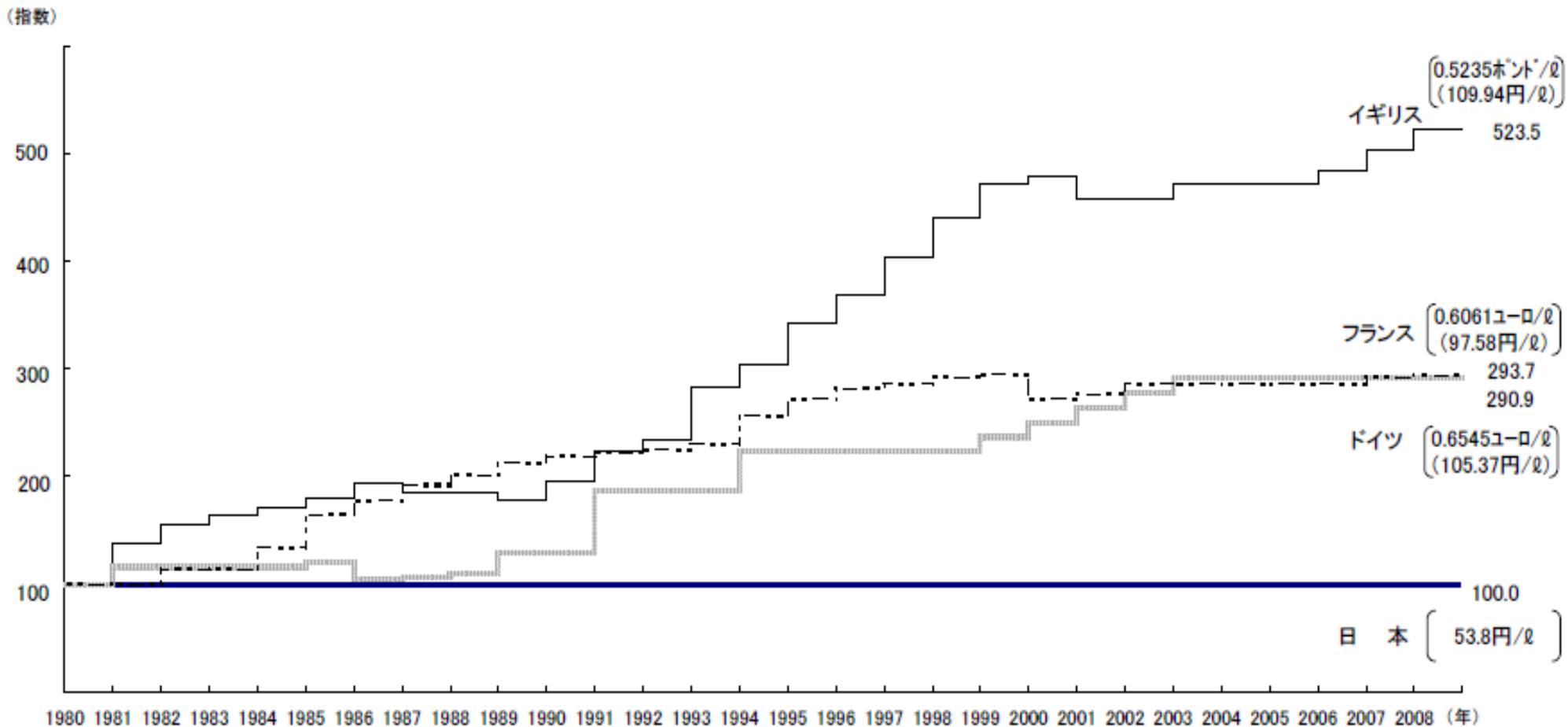
(注1) 英、独、伊、仏、西、加、米は2009年6月時点IEA調べ。日本は2009年6月29日、石油情報センター調べ。韓国は2009年6月第4週、韓国石油公社調べ。

(注2) 日本の税負担額には軽油引取税、石油石炭税、消費税が含まれる。

(注3) 邦貨換算レートは、1ドル=約97円、1カナダドル=約86円、1ポンド=約158円、1ユーロ=約135円、100ウォン=約8円(2009年6月の為替レートの平均値、Bloomberg)

欧州諸国のガソリン税の税率の推移(指数:1980年=100)

欧州諸国は、オイルショック以降、ガソリン税率を段階的に引き上げてきています。



(注) 1 税率は、各年末値による。

2 換算レートは、1ポンド=210円、1ユーロ=161円(2008年下半期に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)